

## 「地球温暖化対策における経済的手法を用いた施策に係る競争政策上の課題 ～国内排出量取引制度における論点～」の検討趣旨

### 1 検討趣旨

従来の環境関連の規制は、特定の物質の使用禁止や排出制限など直接的な手法で行われることが主であったが、近年、市場メカニズムを活用した経済的手法が用いられる場合がある。経済的手法による規制では、業界横断的に幅広く義務が課されたり、規制の対象となった業界の製品・サービスの利用等を通じて他業界へ波及する場合も考えられることから、公正取引委員会としても、それらの規制の競争への影響について注視していく必要があると考えている。

地球温暖化対策に関しては、平成 17 年（2005 年）2 月に京都議定書が発効し、我が国は、平成 2 年（1990 年）を基準年として、平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）までの約束期間に、温室効果ガスを 6 %削減しなければならず、政府として、温室効果ガス排出量の削減に関する各種施策に取り組んでいる。また、国際的にも、2009 年 12 月には、国連の気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）において京都議定書の次期枠組みが決定される予定であることから、地球温暖化対策の推進についての議論が、ますます重要になってくる。

地球温暖化対策に関する施策の中でも、経済的手法による国内（域内）排出量取引制度については、諸外国において積極的な取組が行われている。我が国においても、喫緊の検討課題とされ、政府は、昨年 10 月から排出量取引の国内統合市場の試行的実施の取組を開始したところであり、今後、その検証結果等を踏まえ、制度の本格的導入についての議論がなされていくことが予想される。

このため、本研究会において、今般、地球温暖化対策における国内排出量取引制度に焦点を当て、当該制度について制度設計が開始される前に競争政策上の論点等を把握、整理しておくことは重要であると考えられることから、想定される当該制度及びそれに関する民間商取引について、競争政策上の観点から論点や留意点等を検討していただくこととしたい。

### 2 スケジュール

- （1）9 月 25 日：制度等の概要説明，論点提示
- （2）11 月上旬：有識者ヒアリング，論点について議論
- （3）12 月を目途：報告書（中間報告）のとりまとめ，公表